

## ◎ 温室効果ガスに三ふっ化窒素を追加、地球温暖化対策計画の策定を規定

## 【法令名】

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 25 年 5 月 24 日 本紙第 6052 号 3 ページ
【法令番号】	平成 25 年 5 月 24 日 法律第 18 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	公布の日から施行 ただし、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温室効果ガスの種類の追加 三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する。(第2条第3項関係)</li> <li>2 地球温暖化対策計画 国は、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定し、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じ変更する。(第8条、第9条関係)</li> <li>3 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の改正 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進を地球温暖化対策推進本部の所掌事務とする。(第11条関係)</li> </ol>
【改正される法令】	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
【改正の趣旨】	<p>現行の地球温暖化対策の推進に関する法律では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了する。</p> <p>我が国は、京都議定書第二約束期間（平成25～32年）には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。</p> <p>このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を規定する必要がある。</p>